

店舗の家賃を助成します

県からの休業要請を受け、休業した施設や時間短縮営業をした飲食店などの店舗を対象に、賃料の8割(家賃の上限35万円)を助成します。

対象 本市に所在し休業した施設、時間短縮営業をした飲食店等のうち、店舗等を賃借している中小・小規模事業者

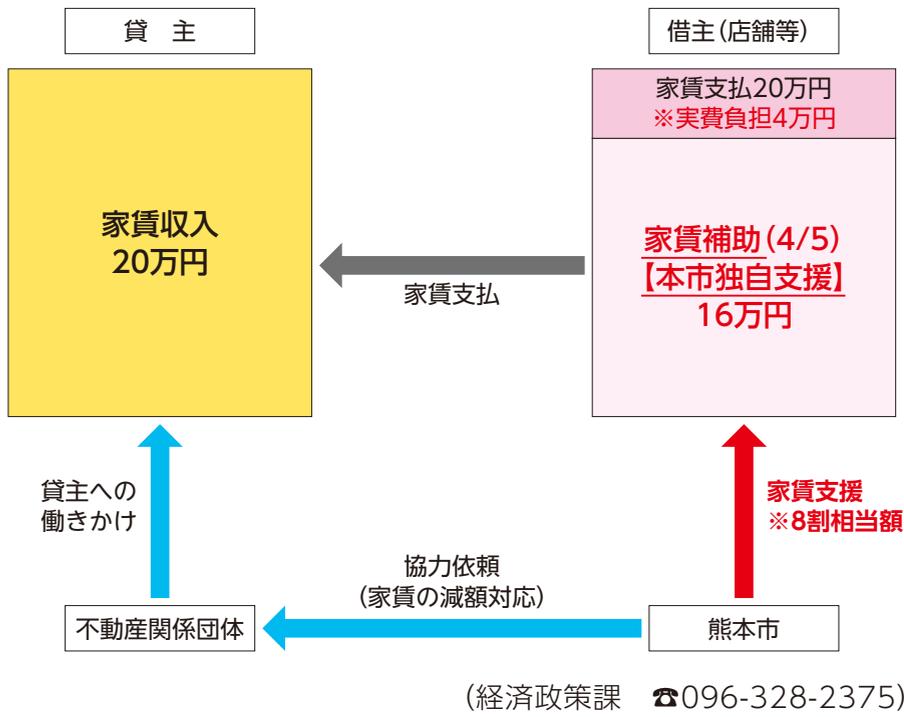
助成金額 1か月分の家賃の8割(家賃の上限:35万円)

申請受付時期 6月30日まで

問い合わせ先 熊本市緊急家賃支援金相談窓口

☎0570-096-700

(午前9時~午後5時 ※土日も受付)



持続化給付金の支給について

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、国から給付金が支給されます。

対象 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者

給付額 中小法人等……200万円

個人事業者等…100万円

※上限は昨年1年間の売上からの減少分。

問い合わせ先 持続化給付金事業コールセンター

☎0120-115-570、☎03-6831-0613

詳しくは、経済産業省ホームページ「持続化給付金」へ。



(商業金融課 ☎096-328-2424)

特別労働相談を受け付けています

社会保険労務士が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業主や労働者からの労働相談を受け付けています。

日時 月曜日~金曜日(祝日除く)

午前9時~午後5時

場所 市庁舎14階ロビー

申込 事前予約制(☎096-355-2112へ)

詳しくは、市ホームページ「雇用調整助成金等に関する特別労働相談」またはしごとづくり推進室へ。



(しごとづくり推進室 ☎096-328-2377)

子育て世帯への臨時特別給付金を支給します

子育て世帯の生活を支援するため、児童手当支給対象の児童1人につき1万円を支給します。

支給を受けるにあたって、**原則、申請は不要**です。

対象者 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当受給者
※特例給付の方には支給されません。

対象児童 児童手当の令和2年4月分の対象となる児童
※4月分が支給対象でなくても同年3月分が支給対象(新高校1年生等)であれば臨時特別給付金の対象になります。

給付額 対象児童1人につき、1万円

支給時期 6月下旬に児童手当を受給している口座へ振り込み
(支給日はお知らせはがきとホームページでお知らせします)
※支給を希望しない場合は届け出が必要です。

【公務員の場合】
令和2年3月31日時点の居住地の自治体に申請が必要です。6月30日までに申請された方には7月下旬に支給を予定しています。
申請方法は勤務先の児童手当担当部署へお尋ねください。

詳しくは
こちら↓



(子ども支援課 ☎096-328-2407)

住居確保給付金について

休業等に伴う収入の減少により、家賃の支払いに困り、住居を失うおそれが生じている方々について、家賃相当額を市から直接、貸主または不動産等に支払う家賃補助を行っています。まずは相談ください。

対象 離職・廃業から2年以内の方または、休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方など

要件 預貯金要件などがあります。

支給額 家賃相当額(上限)

単身世帯 31,100円

2人世帯 37,000円

3~5人世帯 40,400円

支給期間 3か月(最大9か月)

相談窓口 中央生活自立支援センター ☎096-328-2795

東生活自立支援センター ☎096-367-9233

南生活自立支援センター ☎096-358-5571

詳しくは
こちら→



(保護管理援護課 ☎096-328-2299)

医療費助成の各種申請を郵送でも受け付けます

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当面の間、下記3つの医療費助成の各種申請を、郵送でも受け付けします。

対象医療費助成 ①子ども医療費助成(ひまわりカード)

②ひとり親家庭等医療費助成

③重度心身障がい者(児)医療費助成

問い合わせ先 お住まいの区の①②は保健子ども課、③は福祉課へ

	保健子ども課	福祉課
中央区	☎096-328-2421	☎096-328-2313
東区	☎096-367-9130	☎096-367-9177
西区	☎096-329-6838	☎096-329-5403
南区	☎096-357-4135	☎096-357-4129
北区	☎096-272-1104	☎096-272-1118

詳しくは市ホームページへ

子ども医療費助成
(ひまわりカード)



ひとり親家庭等
医療費助成



重度心身障がい者(児)
医療費助成



(子ども支援課 ☎096-328-2158)
(障がい保健福祉課 ☎096-328-2519)